

(平成21年6月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から同年6月まで

私の申立期間の国民年金保険料については、町内会の婦人部又は金融機関で妻が自分の保険料と一緒に納めたはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の結婚後の国民年金保険料は、申立期間及び昭和61年9月を除きすべて納付されている上、結婚前の保険料未納期間についても結婚後に特例納付及び過年度納付を利用してさかのぼって納付していることから、申立人の結婚後の保険料納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとしており、結婚した昭和44年度から申立期間直前の51年度までの間、夫婦二人分の保険料が同一日に納付されていることが確認できる上、このうち47年度以降は3か月の納付期限内に定期的に納付していることから、申立期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

さらに、申立期間直後の昭和52年7月から53年3月までの保険料の納付記録は、未納とされていたが、平成20年3月に納付済みに訂正されており、申立期間についても同様の誤りがあった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料については、町内会の婦人部又は金融機関で私が夫の保険料と一緒に納めたはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚前の保険料未納期間について結婚後、過年度納付する等により、20歳到達時から60歳到達時まで申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、結婚後の申立人の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、申立人は夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとしており、申立人が結婚した昭和44年度から申立期間直前の51年度までの間、夫婦二人分の保険料が同一日に納付されていることが確認でき、申立期間のうち昭和52年7月から53年3月までの保険料について申立人の夫も未納とされていたが、平成20年3月に納付済みに訂正されており、申立人についても同様の誤りがあった可能性がある。

さらに、申立期間のうち昭和52年4月から同年6月までの保険料についても、昭和47年度から申立期間直前の51年度までの間、申立人夫婦は3か月の納付期限内に定期的に納付している状況からみて、この期間のみ保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成8年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月31日から同年8月1日まで

私は、平成7年8月1日から8年7月31日までA事業所に勤務していたが、社会保険庁の記録では厚生年金の資格喪失日が8年7月31日となっている。当該事業所に係る全勤務期間の給与明細書を保有しており、平成8年7月分の厚生年金保険料も控除されているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の保有する給与支払明細書、平成8年分給与所得の源泉徴収票、A事業所の保有する賃金台帳兼所得税源泉徴収簿及び雇用保険の加入記録により、申立人の同事業所における退職日は同年7月31日であり、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額及び平成8年6月の社会保険庁の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が「資格喪失届を作成する際、誤って退職日を同欄に記載して社会保険事務所に届け出たことによるものである。」と認めていることから、事業主が平成8年7月31日を資格喪失日として誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年6月26日から同年7月1日まで
② 平成6年11月から7年9月まで
③ 平成7年11月から11年11月まで

申立期間①については、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について厚生年金保険の加入記録がない。継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②及び③については、平成6年11月から厚生年金保険加入記録の標準報酬月額は実際の報酬額より低い額の標準報酬月額となっている。当時の給与明細書や源泉徴収票を提出するので、調査の上、本来の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、当時の上司及びA社の総務部長の供述等から判断して、申立人は、同社B営業所及び系列会社に継続して勤務し（平成9年7月1日に同社B営業所からC社に異動）、平成9年6月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、平成9年5月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、申立人を含む同僚 24 人のうち 23 人が、A社B営業所において平成9年6月26日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年7月1日にC社で被保険者資格を取得している事情が確認でき、これら 23 人についていずれも、社会保険事務所が事業所の届出を誤って記録したとは考え難いことから、事業主が申立人の資格喪失日を同年6月26日として誤って届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、同年6月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②及び平成11年分を除く申立期間③については、当時の上司が「社会保険事務所に届け出ている標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除していた」と供述していること及び金融機関が保有する申立人に係る当該期間の口座取引履歴等から判断して、申立人は、実際の報酬月額に見合う標準報酬月額ではなく、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたものと推認される。

また、申立期間③のうち平成11年分については、申立人の保管するA社に係る同年分の給与所得の源泉徴収票及び金融機関が保有する申立人に係る当該期間の口座取引履歴等により、申立人が主張するとおり、報酬月額に見合う標準報酬月額は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額よりも高い額であったことが確認できるものの、給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額の検証結果から判断すると、申立人は、社会保険事務所に届け出られた標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたことが推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 2 月から同年 4 月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月から同年 4 月まで

社会保険事務所の記録では申立期間の国民年金保険料が還付されたことになっているが、還付の請求をしたこともなく還付金を受け取った覚えも無い。また、社会保険事務所の記録に還付日及び還付方法が不明というのも納得いかないので、申立期間の保険料を還付してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和44年2月1日に厚生年金保険の資格を取得しており、申立人の所持する国民年金手帳によれば、同日、国民年金資格を喪失しているため前納していた国民年金保険料のうち申立期間に係る保険料が還付されていることに不自然さは無い。

また、社会保険事務所が保管している被保険者台帳にも喪失年月日欄に「44. 2. 1」の記載及び昭和44年2月の欄に喪の押印があり、さらに、同台帳の備考欄には還付対象期間(申立期間と同じ。)及び還付金額が記載されており、これら記載内容に不合理な点は無く、そのほか申立期間に係る国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 2 日から 52 年 6 月 21 日まで
私は、昭和 51 年 10 月に A 社に勤務することになったが、厚生年金保険の資格取得日が 52 年 6 月 21 日となっている。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社への入社経緯について具体的に述べていること及び申立期間当時の上司や複数の同僚は、「申立人は申立期間当時、同社に正社員として勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間当時に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が A 社において雇用保険に加入したのは申立期間後の昭和 52 年 7 月からとなっており、申立期間における雇用保険の加入記録も確認できないほか、同社には、当時の人事記録等が残っていないことから、申立期間における申立人の勤務形態等は確認できない。

また、A 社の現在の総務担当者は、申立人の厚生年金保険料の控除等に関する事実について確認できる会社資料は残っていないとしており、申立期間当時の総務担当者等からは供述を得ることができない上、同僚に聴取しても、申立期間において厚生年金保険料の控除があったということを裏付ける証言を得ることができない。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立期間当時の健康保険被保険者番号は順番に払い出されており欠番は無く、事業主により申立人に係る別の厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された形跡もうかがえない。

加えて、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、厚生年金保険料の控除についての記憶もあいまいである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。